

【参考資料】

議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて
(朝霞市税条例の一部を改正する条例)

総務部課税課

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和 8 年 3 月 31 日付けで行った朝霞市税条例の一部改正に係る専決処分について承認を求めるものです。

公布（専決）日：令和 8 年 3 月 31 日

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

◎改正内容

第 18 条の 3

【納税証明事項】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 19 条

【納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 33 条

【所得割の課税標準】

法律改正にあわせて改正

第 80 条

【軽自動車税の納税義務者等】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 81 条

【軽自動車税のみならず課税】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 81 条の 3

【環境性能割の課税標準】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 81 条の 4

【環境性能割の税率】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 1 条の 5

【環境性能割の徴収の方法】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 1 条の 6

【環境性能割の申告納付】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 1 条の 7

【環境性能割に係る不申告等に関する過料】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 1 条の 8

【環境性能割の減免】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 1 条の 9

【種別割の課税免除】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 2 条

【種別割の税率】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 3 条

【種別割の賦課期日及び納期】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 5 条

【種別割の徴収の方法】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 7 条

【種別割に関する申告又は報告】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 8 条

【種別割に関する不申告等に関する過料】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第 8 9 条

【種別割の減免】

軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第90条

【身体障害者等に対する種別割の減免】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

第91条

【原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

附則第7条の3

【個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除】
法律改正にあわせて改正（法規定の削除にあわせて削除）

附則第7条の3の2

【個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除】
法律改正にあわせて改正（規定削除に伴う条番号の繰上げ）

附則第8条

【肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正（適用期限の延長）

附則第10条の2（わがまち特例）

【法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合】
条例の項ズレによる改正
法規定の新設に伴う規定の追加

附則第10条の3

【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】
法令改正にあわせて改正

附則第10条の4

【令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】
法令改正にあわせて改正

附則第15条の3

【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

附則第15条の4

【軽自動車税の環境性能割の減免の特例】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

附則第15条の5

【軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

附則第15条の6

【軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

附則第15条の7

【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

附則第16条

【軽自動車税の種別割の税率の特例】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

附則第16条の2

【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】
軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

附則第16条の3

【上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

附則第16条の4

【土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

附則第17条

【長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

附則第17条の2

【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正（適用期限の延長）

附則第18条

【短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

附則第19条

【一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

附則第20条

【先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

附則第20条の2

【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

附則第20条の3

【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】
法律改正にあわせて改正

担 当

総務部課税課

庶務係 048-463-2851

市民税係 048-463-2852

固定資産税係 048-463-2875